

市長提案説明

～令和 7 年第 3 回（6 月）市議会定例会～

（令和 7 年 6 月 10 日）

本日ここに、令和 7 年第 3 回諏訪市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先の臨時議会において、議会の役員構成が一新された後の初めての議会となりますが、議員の皆様におかれましては、それぞれのお立場にてご活躍くださいますよう、また、諏訪市議会並びに諏訪市の更なる発展のため、引き続きご尽力を賜りますようご期待を申し上げます。

爽やかな初夏の気候から、6 月に入り梅雨入りの季節を迎えております。昨今の気象状況を見ますと、毎年この時期には全国各地で大雨による災害が発生し、被害も甚大化してきております。当市といたしましても、出水期を前に市消防団と合同で水防訓練を実施し、自主防災組織の役員をはじめ地域の皆様とともに水害を想定した知識と技術の向上を図りました。また、先月末には、水害を想定した状況付与型図上訓練を実施し、迅速な避難所の開設や避難行動に必要な情報発信を DX の活用により正確に行うことができるよう再確認をするなど、災害に備えているところであります。かねてから申し上げておりますとおり、防災・減災対策は行政の一丁目一番地として位置づけております。引き続き、きめ細やかな情報提供、災害用備蓄の充実、自主防災組織への支援などのソフト面に加え、ハード面においては、先月末に竣工をいたしました大手町内水排除ポンプに続き、上諏訪駅周辺地区や中洲地区などの浸水常襲地域においても順次整備を進めるなど、市民一人ひとりが自ら災害に対応できる力を向上しつつ、官民連携の災害に強いまちづくりを推進してまいります。

さて、政府の月例経済報告によりますと、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」とされております。今後の見通しといたしましても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、一方でトランプ関税の影響、物価上昇と経済成長のバランス、国政選挙を睨んだ少数与党政府の政策の行方など、先の読めない状況下にあり、複合的に一層の注意を払う必要があります。

政府は、4 月にとりまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に関する施策を実施し、経済財政運営に万全を期することとしておりますが、諏訪地域におきましても、製造業を中心に関税措置による影響を懸念する声などが聞かれることから、こうした国内外の経済動向に十分注視するとともに、関係する諸団体などと情報を共有し、連携をしながら時期を逸することなく必要な施策を講じてまいります。

続いて、最近の市政の動向につきまして、主なものを 3 点申し上げます。

はじめに、「ゼロカーボンシティの推進」についてであります。

4月1日から開始をいたしました軟質プラスチックごみの一括回収につきましては、昨年度の周知期間を経て、多くの自治会の役員をはじめ市民の皆様のご協力によりまして、湖周3市町で足並みを揃えることができました。また、これまで諏訪市単独で実施をしてまいりましたゼロカーボンアクション浸透事業につきましても、5月1日から新たに湖周3市町に拡大をし、「2025 デコツーリズム in 諏訪湖」としてスタートをし、現在までのところ、30事業所にご協力をいただき、自ら率先してデコ活に取り組んでいただくとともに様々な特典のご提供をいただいておりますことを嬉しく思います。今後もゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政さらには地域が一体となった取組を推進してまいります。

2点目は、今年度開館から20周年を迎えました「すわっこランド」についてであります。

去る4月6日、「すわっこランド」において記念式典や特別イベントを開催し、多くの利用者が訪れる中、賑やかに節目の年をお祝いすることができました。同施設は、平成17年4月のオープン以来、地域の健康づくりやレクリエーションの拠点として、子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民や観光客の皆様にご利用をいただいております。延べ入館者数は525万人を超え、市を代表する公共施設の一つへと成長をいたしました。一方で施設の使用料は、これまで消費税による改定分を除いて据え置いており、昨今の物価や人件費等の高騰に加え、近い将来必ず実施しなければならない改修工事など多額の費用負担を見込むことから、関係団体や市民の参画のもと、使用料の改定について検討を行う組織を設置することとしております。今後は、諏訪湖スマートインターチェンジの供用開始に伴うアクセスの向上やサイクリングロードの休憩場所としての活用など、新たな可能性も広がりつつあることから、引き続き利用者の声を大切にしながら指定管理者と連携をし、将来にわたって持続可能な施設運営を目指してまいります。

3点目は、大規模改修工事を控えております「文化センター」についてであります。

昨年度末、文化センター運営検討委員会の発案によるホワイエを活用した「アオハル mini コンサート in 文化センター」を開催いたしました。当日は、市内の4中学校と諏訪清陵高校の生徒7団体110人が出演し、出演者を含め340人の来場者が生の演奏や歌声をお楽しみいただきました。来場者のアンケートには、「地元の若い人たちの演奏に触れられて良かった」、「ホワイエの響きがとても良かった」などの声が寄せられ、多世代交流の場としても新たな可能性につながる大きな手掛かりを得ることができました。今後は、検討委員会によるアイデアをもとに、リニューアル後の運営体制や料金体系、新設される部屋の使い方、さらには広い視点での駅周辺との連携などを含めた具体的な検討を進めてまいります。

以上、3点を申し上げましたが、このほかにも本年度に実施を予定している各種事業につきましては、各担当部局により順調に進捗を図っております。今後も市民の皆様にマニフェストとしてお約束をいたしました109の政策を実現するとともに、「磨けば輝く 透

明度日本一の高原湖畔都市」を目指し、全庁を挙げて取り組んでまいります。

それでは、本日提案をいたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告案件であります。

報告第 4 号は、「令和 6 年度 一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。

「令和 6 年度 一般会計補正予算」において設定をいたしました繰越明許費に係る繰越計算書を地方自治法施行令の規定により報告するもので、民生費の価格高騰特別対策支援金給付事業費など 15 の事業について、それぞれの繰越状況をお示しいたしました。

続いて、報告第 5 号は、「令和 6 年度 水道事業会計予算繰越計算書について」であります。建設改良費及び営業費用における、市道 1・28 号線配水管布設替工事ほか 4 事業について、令和 7 年度に繰り越したことに伴い、繰越計算書を地方公営企業法の規定により報告するものであります。

次に、報告第 6 号は、「令和 6 年度 温泉事業会計予算繰越計算書について」であります。建設改良費及び営業費用における、衣之渡川橋架け替えに伴う配湯管本設工事・給湯管切替工事について、令和 7 年度に繰り越したことに伴い、繰越計算書を地方公営企業法の規定により報告するものであります。

続いて、報告第 7 号は、「令和 6 年度 下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。建設改良費における飯島污水枝線第 1 工事・飯島地区第 1 工事を令和 7 年度に繰り越したほか、流域下水道建設費負担金の対象事業の一部について、年度内の完了が困難となった事業を令和 7 年度に繰り越したことに伴い、繰越計算書を地方公営企業法の規定により報告するものであります。

次に、同意第 5 号は、「諏訪市等公平委員会委員の選任について」であります。

現在、公平委員会委員であります飯田兼光氏が 6 月 19 日をもって任期満了となります。飯田氏は、人格高潔で、民主的で能率的な事務の処理に精通し、人事行政に関しましても高い識見を有しており、適任と考えますので、引き続き、公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法及び諏訪市等公平委員会共同設置規約の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

続いて、議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第 32 号「諏訪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び第 33 号「諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、いずれも基準となる内閣府令が改正され、保育内容に関する支援の実施や代替保育の提供に係る連携施設の確保要件が緩和されるとともに、連携施設を確保しないことができる経過措置を 10 年から 15 年に延長する

ことなどが規定されたことに伴う改正であります。加えて、議案第 32 号では、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設の卒業者について、国家試験受験の際に栄養士免許の取得が不要となったことから、家庭的保育事業者等へ栄養士の配置を求める部分に管理栄養士を追加し、議案第 33 号では、アナログ規制の見直しに伴い、特定保育・保育施設等の重要事項を掲示する規定について、書面による掲示に加え、インターネットによる供覧を義務付けるなど所要の改正を行うものであります。

続いて、議案第 34 号「諏訪市国民健康保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の適用期間が令和 5 年 5 月 7 日をもって終了したことに加え、当該請求権の消滅時効の期限である 2 年を経過したことから、当該手当金制度に係る規定を削除するものであります。

議案第 35 号及び第 36 号「財産の取得について」は、いずれも「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。議案第 35 号は、第 1 分団、第 4 分団及び第 6 分団で使用しているポンプ車を老朽化に伴い更新するもので、去る 4 月 10 日に指名競争入札を行い、株式会社飯田機械ポンプ商会在落札し、入札日に仮契約を行っております。また、議案第 36 号は、GIGA スクール構想第 2 期における 1 人に 1 台貸与しているタブレット端末を更新するもので、県の共同調達により決定をいたしました富士電機 IT ソリューション株式会社と、去る 5 月 15 日に随意契約による仮契約を行っております。

議案第 37 号「令和 7 年度 一般会計補正予算 第 1 号」は、補正額 5 億 1,077 万 8,000 円で、累計額は 231 億 9,077 万 8,000 円となります。

なお、今回の補正では、県の地域発元気づくり支援金の採択を受けたことに伴う、環境保全費、商工業振興費及び産業連携推進費に係る既存事業に県支出金を充当するための財源振替を併せて計上しております。

それでは、歳出につきまして各科目別に主な内容を申し上げます。

はじめに、総務費は、補正額 4 億 7,191 万 7,000 円であります。総務管理費に、地方財政法の規定等による財政調整基金への積立金、自治総合センター及び長野県市町村振興協会の助成金事業の採択に伴うコミュニティ助成事業補助金等を計上するとともに、交通空白時間帯の移動手段確保や人手不足の解消をするため、タクシー運行事業者が実証的に実施を予定している日本版ライドシェア事業に係る運行費等補助金を計上しております。また、令和 6 年所得税額の確定に伴い、昨年度に実施をいたしました定額減税調整給付金の給付額が過少となった場合等に給付する定額減税不足額給付金に係るシステム改修委託料などを新たに計上いたしました。

次に、民生費は、補正額 163 万 9,000 円で、生活保護費に生活扶助基準等の見直しに伴うシステム改修委託料を計上するとともに、国庫補助金の確定に伴う財源振替を併せて計上いたしました。

続いて、衛生費は、補正額 77 万 2,000 円で、保健衛生費にすわっころンドの使用料改定に向けた施設使用料検討委員会に係る経費などを計上いたしました。

次に、土木費は、補正額 3,000 万円で、道路橋梁費及び河川費に、要望箇所の改修に要する経費を追加計上しております。

続いて、消防費は、補正額 502 万円で、国の交付金の決定に伴い、避難所で使用する自動ラップ式簡易トイレの整備に係る経費を新たに計上いたしました。

終わりに、教育費は、補正額 143 万円で、社会教育費の公民館費に、南真志野区から要望がありました公民館分館の大規模改修に係る補助金を計上いたしました。

以上、補正額 5 億 1,077 万 8,000 円に対し、特定財源は 5,406 万 6,000 円で、一般財源必要額は 4 億 5,671 万 2,000 円となり、繰越金をもって措置いたしました。

予算の第 2 条は、地方債の補正であります。河川浚渫事業の追加、道路舗装新設修繕事業及び道路改良事業の変更で、限度額全体では 2,700 万円の増となります。

以上で、本日提案をいたしました議案の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。